

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第101号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市深草墓園の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第101号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 京都市深草墓園（以下「墓園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 墓園の供用に係る業務
- (2) 墓園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)